

ぎふ清流国体に向けての

薬剤師によるドーピング防止活動

(社) 岐阜県薬剤師会

ドーピングとは「選手が競技成績を上げる目的で薬物などを使用する不正行為」のことですが、禁止物質入りであることを知らずに市販薬やドリンク剤などを服用してしまい、陽性反応が出てしまうことがあります。これを「うっかりドーピング」といっています。故意ではないこのような行為もドーピング違反とみなされ、記録抹消や競技大会への出場停止などの厳しい処分が下されます。日本の競技会では、ほとんどが「うっかりドーピング」であるといわれています。国際大会では早くからドーピング検査が実施されていましたが、2003年開催の静岡国体より国体においてもドーピング検査が行われています。

岐阜県薬剤師会では、国体参加選手の方々の「うっかりドーピング」を防ぐため、2009年度より、公認スポーツファーマシスト養成事業をはじめとして、さまざまな事業を展開しております。公認スポーツファーマシストは、最新のドーピング防止規則に関する正確な情報・知識を持ち、競技者を含めたスポーツ愛好家などに対し、薬の正しい使い方の指導、薬に関する健康教育などの普及・啓発を行い、スポーツにおけるドーピングを防止することを主な活動とします。薬剤師の資格を有し、所定の課程を修めると日本アンチ・ドーピング機構（JADA）より認定される資格制度です。

2011年度、県内各地域において公認スポーツファーマシストによる研修会を開催し、ドーピング違反とならない医薬品選択をアドバイスできる「**ドーピング防止相談薬局**」を選定し、その**名簿を公表**いたします。また、その**薬局内では、相談の呼びかけの「ステッカー」**を貼り、ドーピング違反とならない医薬品に「**安心カード**」を表示することも計画しています。

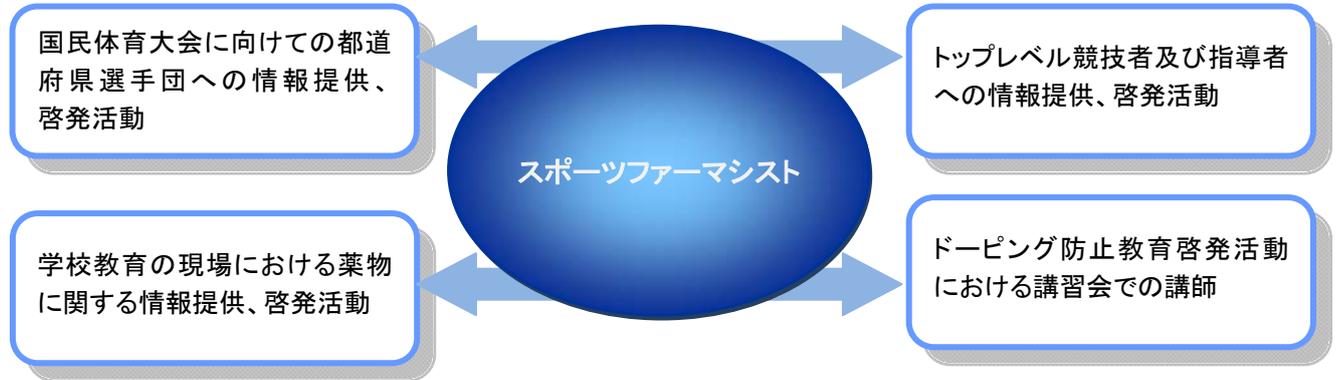
ぎふ清流国体開催期間は、**24時間体制**で選手の方々からのドーピングに関する相談に応じます。また、選手、コーチに対するドーピング防止研修会、学校薬剤師によるドーピング防止啓発等、ぎふ清流国体にむけてさまざまな活動を行っています。

- | | |
|--------|--|
| 2009年度 | ぎふ清流国体に向けてのドーピング防止活動事業計画立案・実施
公認スポーツファーマシスト養成開始 |
| 2010年度 | 公認スポーツファーマシスト養成 |
| 2011年度 | 相談薬局・病院名簿の作成、配布、岐阜県薬剤師会ホームページへの公開
冬期競技会期間における24時間体制での相談応需 |
| 2012年度 | 本大会開会式におけるドーピング防止広報活動
本大会期間における24時間体制での相談応需 |

ドーピングを防止するために

ドーピング防止の基本となる世界ドーピング防止規程の禁止表国際基準は、毎年1月1日に改訂されます。岐阜県薬剤師会では、毎年12月に、翌年改訂される最新内容の実務講習会をスポーツファーマシストに向けて行っています。

■活動領域



ドーピング防止アドバイスをを行う相談薬局・病院には、
ステッカーや安心カードが貼られています。
医薬品を使用する際は、是非、お気軽にご相談ください。

ステッカー

国体関係者・選手の皆様へ
医薬品等を
使用する際は、
ご相談ください。



A7版「安心カード」

 岐阜県薬剤師会

2012 **ぎふ清流国体**
輝けはばたけだれもが主役

薬品名

国体選手の皆様へ

この薬は、ドーピングの
心配なく使用できます。



薬剤師

印

ぎふ清流国体
岐阜県薬剤師会

お問い合わせ先

(社) 岐阜県薬剤師会 ぎふ薬事情報センター

〒500-8146 岐阜市九重町4-5 TEL 058-247-5122 FAX 058-247-5757